

## 国民健康保険の国庫負担割合を引き上げ、増額することを求める意見書

急速な高齢化率の増加に伴い医療費はますます増加し、近年の経済不況に伴う失業者や非正規労働者の急増などにより市町村国保の財政は危機的状況にある。この状況を放置すれば、わが国の医療保険制度、ひいては地域医療も維持できなくなる。国保は年齢構成が高く医療費水準も高い。一方、所得水準は、無職者・失業者・被正規労働者等の低所得者が多く、低い。また他の被用者保険と比べ、保険料負担が重いなどの構造的な問題を抱えている。

保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響している。

1984年までは、「かかった医療費の45%」が国庫負担であったが、それ以降、「かかった医療費の38.5%」に引き下げられた。さらに、市町村国民健康保険の事務負担金の国庫補助が廃止された。その結果、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は、現在では3割以下に減っている。このため市町村は、一般会計からの法外繰り入れを余儀なくされ、保険財政は恒常的に厳しい状況となっている。

本市の場合2010年度決算では国保会計の歳入に占める国庫支出金の割合は20%にとどまっている。

国民健康保険は「社会保障及び国民保健の向上」(国民健康保険法第1条)を目的とし、日本国憲法第25条に規定された国民の生存権を医療面で具体化した制度である。よって本市議会は、国に対して国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため低所得者層に対する負担軽減策を拡充強化するとともに、国庫負担割合を引き上げ、増額することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月25日

内閣総理大臣  
総務大臣 あて  
財務大臣  
厚生労働大臣

座間市議会議長 小野 たづ子